

平成30年第11回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会

1. 招 集 平成30年11月30日（金）午前9時30分
2. 開 会 平成30年11月30日（金）午前9時30分
3. 閉 会 平成30年11月30日（金）午前10時45分
4. 出席委員 八木 隆夫教育長  
尾崎 靖二教育長職務代理者  
亥埜 誠治委員  
伊丹 香寿美委員  
長谷川 深雪委員
5. 事務局 河野宏甲 教育次長兼学校教育部長・大湾喜久男 教育総務室長  
兼学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹田和  
之 生涯学習推進部長・小川暢子 生涯学習推進部付部長・和久  
田寿樹 学校規模適正化室長代理・竹田知宏 学校教育部次長兼  
指導課長・後藤秀也 教育総務室長代理・殿山泰央 学校規模適  
正化室課長・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食セン  
ター所長・本多章博 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・  
岡本 太一 青少年育成課課長代理・川村光子 図書館課長・  
香川万紀 給食センター所長代理
6. 議事日程
 

日程 1	会議録署名委員指名
日程 2	会議時間決定
日程 3 報告第 5号	教育長の報告について
日程 4 議案第17号	交野市放課児童健全育成事業の設備及 び運営に関する基準を定める条例の一 部改正に対する意見を市長に申し出る ことについて
日程 5 議案第18号	平成29年度教育に関する事務の点検・ 評価報告書について

日程 6 議案第19号 平成31年度交野市立小・中学校教職員  
人事に関する基本方針について

日程 7 議案第20号 教育長職務代理者の事務委任規則の制  
定について

## 7. 議事内容

八木教育長

皆さんおはようございます。

只今から平成30年第11回教育委員会定例会議を開催したい  
と思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

後藤室長代理

出席状況を報告いたします。本日の出席状況は5名でございま  
す。

これは、地教行法第14条第3項の規定により本会議は成立いた  
しますことをご報告いたします。

八木教育長

報告はお聞きのとおりです。

次に、本日のこの会議ですが、地教行法第14条第7項の規定に  
より公開ができますが、本日は、傍聴希望がございませんので、  
このまま定例会議を続けたいと思います。

只今から、平成30年第11回教育委員会定例会議を開催した  
いと思います。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程に従い進め  
たいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議  
規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろし  
いでしょうか。

各委員

異議なし

八木教育長

ご異議がございませんので、伊丹委員を指名します。

次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。

会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 ご異議ありませんので、只今から午前11時30分までといたします。

続いて、日程3 報告第5号「教育長の報告について」を議題といたします。

報告事項1「平成30年第4回議会定例会一般質問及び答弁要旨について」ですが、お時間の都合上説明は、省略させていただきます。質疑に入らせてもらいます。

質疑はございませんか。

亥埜委員どうぞ。

亥埜委員 登下校メールについての質問の中で、IOT 技術活用した登下校メールをもう少し詳しくお聞きしたいのと、導入すれば1校辺りどのくらい予算がかかるのか教えていただきたいと思います。

木村課長 お答えさせていただきます。

システム的には、1小学校区で固定基地局を本体20個～30個付けさせていただいて、児童が送信機を身に付けていただきます。

そこを通っていただくことで、保護者のスマホやご自宅のパソコンへのメールに子どもの位置情報が届くというシステムです。

費用は、設置費用、ホイッスルの配布といった部分につきましては事業者負担となっております。

費用につきましては、市の持ち出しはゼロでございます。

ただシステムの中にはユニバーサルシステムと言いまして、有料の部分もありますので、有料の部分に入れないお子さんをカバ

—するため、万が一の時のカバー部分で、市が児童一人当たり50円を負担して、もしもの場合の問い合わせに対応するようになっております。

亥埜委員           そうしましたら、保護者に知らせる場合、ガラケーでは見れないんですか。

木村課長           スマホであれば位置情報まで確実に分かります。  
ガラケーであればメールが届きます。

亥埜委員           分かりました。

八木教育長       他に質疑等はございませんか。

各委員           質疑なし

八木教育長       質疑なしと認めます。  
それでは、報告事項1「平成30年第4回議会定例会一般質問及び答弁要旨について」を終わります。  
続きまして報告事項2「交野市学校給食費の徴収に関する規則について」概要説明をお願いします。

香川所長代理     学校給食費の徴収に関する規則につきまして、学校給食費の公会計化がどういうことかという事から説明申し上げますと、現在、学校給食費は保護者や教職員の先生方から給食費を徴収し収入といたしまして食材費の食材を負担、支出といたしまして交野市学校給食運営委員会が半期ごとにいただいておりますが、公会計になりますという事は、市の予算に計上して管理する事になりますので保護者や教職員の先生方のお払い頂く給食費につきましては、本市の収入として予算計上し、また支出につきましては食材費の方は、市の予算支出の予算として財務規則にのっとっ

て食材業者に支出する事になってまいります。

その点が、平成31年4月から変わる予定でございます。

また、学校給食につきましても、義務教育における教育の目的で学校給食法の所の食事についての正しい理解や、望ましい習慣を養うという目標に向けた児童生徒に実施される給食とされておりますので、運営については今後とも交野市教育委員会が担う事には変わりございません。

保護者の負担としましては、年間、学校給食法において、設備、その他、維持管理、人件費にかかる経費以外のものを学校給食費と定められておりますことから、概ね食材費のみを徴収させていただくという事になります。

その、市長が徴収させていただくようにするという事につきましては、法令・条例・その他特に給食法以外に規定がございませんので、また給食法につきましても、誰に払うという定めがございませんことから地方自治体の市長が根拠として例規を定める必要が生じます。

そこで「交野市学校給食費の徴収に関する規則」を定めた次第でございます。

お手元の資料(規則)をご覧ください。

第1条 目的。

第2条 学校給食費の徴収でございますが、どなたから市長に収めていただくというものを定めております。

これは現在と変わりません。

小学校児童、中学校生徒、小・中学校の先生、その他、例えば、試食会、見学会などを想定しております。

また、徴収する金額でございますが、年額月額ではなく、日額で徴収する事に決まりました。

その金額は、2枚目をご覧ください。

別表第1のとおりでございます。

小学校児童低学年が、223円・小学校児童高学年が233円・中学校全学年が257円・小学校の先生が270円・中学校の先生が

290円・その他給食を受けた者290円、例えば給食センターのスタッフ、PTA の試食会で、学校給食センター見学で、試食をされた方などを想定しております。

それでは、また1ページ目にお戻りください。

規則の中で現在同様、学校行事の時にもお金をいただくという事に致しますので、この第2条第3項の所に定めさせていただいております。

文言としましては、学校給食実施日数、台風等の自然災害、又は感染症拡大防止等により休校又は学級閉鎖した日、これはインフルエンザなどで休校になった場合を想定しておりますが、及び学校行事又は学年行事により、実際にお子さんが給食を召しあがっていない日も含めて給食費をいただくというふうに定めています。

これは現在と同様でございます。

第4項でございますが、そのことにつきましては年度の早い時期に全児童生徒に対して、決定通知を市長名でお出しすることになります。

この部分が新しく発生する内容になります。

3枚目をご覧ください。

この日額決定通知書が様式第1号第2条関係でございます。

このように、一人一人の保護者に対して子ども一名ずつに、あなたの日額はこうなります、それから期別で集める金額はいついつ振替日でいくらになりますというものをお出ししなければいけませんので、これを定めさせていただきました。

第3条 学校給食費の納付でございますが、これは口座振替の方も、納付書納付の方につきましても、月の末日と定めさせていただきました。

2ページ目をご覧ください。

第4条 学校給食費の減額について定めさせていただいております。

現在と同じように、例えば、食物アレルギー等のあるお子様に

つきましては、牛乳・パン・ご飯・あるいは全部、ということで停止及び減額ができるようになっております。

現在と同じでございます。

また、第4条第1項第2号でございますが、疾病や入院等により連続5日以上欠席し、学校給食の全部が停止されたとき、これも現在と同じ基準でございます。

ただ、それにつきまして、第4条第1項に定めております届出をしていただくことになりまして、第2条第3項における減額の依頼書を出していただきます。

それがお手持ちの最後の資料をご覧ください。

様式第2条（第4条関係）といたしまして、学校給食費減額等（変更）依頼書をお出しいただくことになります。

ではまた、2ページ目にお戻りください。

第5条 就学援助に関する説明でございますが、現在も就学援助制度における保護児童、また生活保護法における要保護児童生徒につきましては、保護者からは一定期間の間、給食費をいただいております、ここについては継続をするということを第5条に定めております。

第6条 委任でございますが、割愛させていただきます。

規則の説明は以上でございます。

八木教育長

説明は終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

2点あります。

1点目は、第3条で、納付の方法ですが、保護者以外は口座振替ではなくて納付書納付になっていると思いますが、同じように口座振替にされていない何か理由があるのでしょうか。

もう1点目は、これまで給食費の滞納が結構あったかと思いま



すが、今後、仮に滞納があった場合に、何か回収する手段等に変化があるのか教えてください。

香川所長代理

1点目のご質問でございますが、先生方の中にはいろんな区分の方、また、先生以外で学校の教育を助けて下さる方、スクールヘルパーさんやその日だけ来られる方や、1学期だけ雇用の方やいろんな雇用形態の方が給食を食べていただいていることから、口座振替をするよりも、現在、納付書納付していただいておりますので、その方が混乱がないであろうという事で教育委員会の中で話し合いをしてこのようにさせていただいております。

2点目のご質問でございますが、現在は債権者が交野市学校給食運営委員会の会長でございますので、会長が原告となって、例えば裁判を起こしたり少額訴訟を起こしたり、支払い督促をしたりするときに会長になりますので、なかなか実際にはやりにくい現状がございました。

これが交野市長になりますことから、裁判所を通じた少額訴訟、支払い督促、滞納請求、という事も法的にやり易くなるのではないかと考えております。

伊丹委員

そうしますと、これまで裁判などはされていなかったと思いますが、今後も、まずは保護者に督促をして、それでも支払わなかった場合には、裁判を起こすという事も視野に入れていらっしゃるという事でしょうか。

香川所長代理

いきなり裁判を起こすという事は当然考えておりませんで、現在もやっておるように、先ずは督促状を発行する、督促状で時効の中断をした後に意志がなかった場合、あるいは行為がなかった場合は催告状にて何度か通知を出したり、それでもお支払をいただけない場合は、今はしていない事ですが、今後、公会計になった時は、来庁要請をしたり、いろんな手続きを踏まえた上で、それでもお支払いただけない方につきましては、当然文書だけでは

なく訪問や電話は現状どおり続けていくつもりではございますが、それでもダメな場合は法的な措置に入るつもりで資料などを準備していくつもりで今、整えております。

伊丹委員            分かりました。

八木教育長            他に質疑はございませんか。  
長谷川委員どうぞ。

長谷川委員            第4条の減額等についてですが、第2項の「減額を受けようとする日の5日前までに学校給食費減額等依頼書を市長に提出しなければならない」とありますが、アレルギーの状況は変わるので、減額を申請した後もアレルギーが改善されて復活する場合がありますね。

変更届になっているので、それを提出すればいいのは分かりませんが、「減額を受けようとする日の」というように、減額の事しか書いてないので、「又は変更」とか「カッコ()変更」とかされた方が分かり易いかと思いました。

復活に関しての文言が全くないですね。

香川所長代理            委員のおっしゃるとおりでございます。  
様式の方には、その復活ができるような項目を入れさせていただいております。

長谷川委員            拝見させていただきました。  
停止なしが、ありますよね。

香川所長代理            本文の方については、なかなかそこが読み取れないであろうということがございますので、その辺りは、また丁寧に学校等の方や保護者にお伝えできるように説明に努めたいと思います。

長谷川委員 同しく、復活の5日前までは大丈夫という事ですよ。

香川所長代理 はい。

八木教育長 他に質疑はございませんか。

尾崎教育長職務代理者 学校給食費の納入の期日が9期に分けてという事ですので、7月から毎月、翌年3月までという理解でよろしいですか。

香川所長代理 第一期が7月末といたしまして、7・8・9・10・11・12・1・2・3月の毎年3月末までの9回でございます。

尾崎教育長職務代理者 そうしますと、今までとはシステムが変わりますよね。  
毎月であったものが、結局、年間のものを9等分してそれを分割支払いにするという形になりますよね。  
イメージが変わると思いますが、会計処理上の問題があってこのようになさっているかと思いますが、保護者等へのご説明などは当然なされるものだと思いますが、その辺はどうでしょうか。

香川所長代理 現在は月額で徴収しており9回集めております。  
ここを大きく変えないようにという考えから公会計になっても、同しく年間9回で分割して納付していただくこと、考えて設定いたしましたので、確かに委員が言われるように集める月は変わってきております。

現在は、4・5月分を5月に徴収、6月・7月徴収、8月徴収なし、9月・10月・11月・12月・1月と徴収、2月に2・3月を徴収、3月は徴収なし、というように9回徴収しておりますが、これを公会計になった時には、毎月徴収するという一方で、ただし、年間の分割回数を変えないことで大きく影響しないようにと考えての設定でございます。

勿論、保護者への徴収が変わる事についての周知、あるいは説

明文書等通知いたしましてと考えております。

尾崎教育長職務代理者 以前の方が、実際に食べた期間により近い時に徴収をされていますよね。

7月から集めるとなると4・5・6月は徴収しないので、多少の違和感を受けたり、大丈夫だとは思いますが、支払う事についての必然性が鈍くならないような形でのご説明をしていただきたらと思います。

システムは変わっていないと思いますが、減額の際は従来と同じようなシステムでいいんですね。

学校の方にその辺は丁寧にはされると思いますので、あくまでも保護者が減額申請をするということですよ。

香川所長代理 1つ目のご指摘ですが、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、そうならないように周知をしていきたいと思えます。

補足でございますが、7月から徴収を始めるという事につきましては、就学援助で給食費をいただかない方が年間毎年800人以上出てまいりますので、その方たちに一旦いただいて、あるいは保留をして、そしてまた、いただいたものをお返しするという作業が発生することになりますので、認定が出るのが7月でございますので、なるべくその時期にお金の出し入れが少なくなるようにという事もありまして、7月からという事にさせていただくことになりました。

尾崎教育長職務代理者 保護者が申請するのですが、1点目の問題とご質問したことと関係があるのですが、4・5・6月は払っていないのに減額請求するのですね。

その辺はどうなるのですか。

支払っていませんが減額請求はしておいて、処理が7月以降になるという形になるのですか。

香川所長代理 減額の事でございますが、まずは、市長対保護者の契約行為になりますので、保護者が申し出ていただくことになります。

もう一点ですが、払っていないのに減額するのかという質問ですが、徴収は始まっていませんが日額×年間の給食実施回数は設定しておりますので、そこから減額をした分を9期で割って、あるいは在籍しておられる期間の日数で割って徴収することになります。

尾崎教育長職務代理者 事務的には、そのようにスムーズにはいかないと思うのですが、総額を計算して、最終的か、その月毎に減額したものを徴収するという、今のお話だと請求行為が変わるのですか。

それとも減額という事で入金されるのですか。

今の話だったら、請求自体が減額されて請求されるというお話でしたね。

香川所長代理 減額依頼を出していただいている方につきましては、その時点で年額から減額をして減額した金額を請求してまいります。

尾崎教育長職務代理者 ややこしいですね。

残った月で分割して減額するのですか。

それとも直近の月で減額して請求するのですか。

香川所長代理 残った月で減額して請求してまいります。

尾崎教育長職務代理者 すると、減額請求が出た時点で、たびたび計算しないといけませんね。

事務的には、非常に厄介な話ではないですか。

それはソフトか何か入れていてパソコン上で自然に出てくるのですか。

香川所長代理 おっしゃるとおり大変事務的には煩雑でございます。

市町村によりましては年度末に一括して清算するという市町村が多ございます。

それは、公会計・私会計に関わらず年度末清算という市町村が多いのですが、現在、交野市はその都度計算してお返ししておりますので、ここを保護者から、あまり文句の出ないようにしようと思うと、「年度末に清算しますよ」と言い難い所がございまして、その都度計算するつもりでございます。

尾崎教育長職務代理者 その都度計算して、返金されているんですね、現在は。

香川所長代理 そうです。

尾崎教育長職務代理者 返金したらどうですか。

その都度計算して返金行為を行ったら、今と同じで厄介な額なんかも計算し直して年額を再改定してそのたびに通知書を送るわけですよね。年額を改定されました。なので、納付通知書を送るんですよね。

事務量が全然違うじゃないですか。

単純に、この分返金という事だけでいいのではないですか。

それは規則にも何も書いていないので、事務上で変更可能ですよ。

ご検討いただいたら事務の方も大変だと思います。

当然これは学校経由ですよ。

事実行為を学校担当者が確認しないとイケませんよね。

香川所長代理 そのとおりでございます。

尾崎教育長職務代理者 ですので、学校に用紙が置いてあって休んだら保護者が学校の事務担当に請求するのですよね。

香川所長代理 そのとおりでございます。

尾崎教育長職務代理者 それを貰った事務担当が、欠席をあるいは給食事実を確認する  
のですね。

香川所長代理 そのとおりでございます。

尾崎教育長職務代理者 今は、働き方改革が言われているので、学校にも市の行政にも  
負担がないように考えていただけたらと思います。

香川所長代理 ありがとうございます。

亥埜委員 減額に関してですが、第2条第3項で先程、インフルエンザな  
どにより学級閉鎖した日も徴収するという、言えば給食センター  
が可動した日数×(かける)とありますが、例えば、インフルエ  
ンザは順番に最初の子がインフルエンザになって一週間ほど経  
って登校したら、他の子がインフルエンザになっていて学級閉鎖  
になりますよね、そうすると月の内ほとんど学校に行っていない  
ときでも健康上の理由で減額は申請できるのですか。

香川所長代理 委員が言われた学級閉鎖等につきましては、5日間以上の欠席  
でありましても、ここの規則の第2条第3項で規定させていただ  
いているとおり、徴収対象とさせていただきます。

なぜなら、給食費につきましては1年間の計画を立てて物資の  
調達をしておりますことと、食堂やお弁当のように注文を受けて  
その日にご提供するという事ではなく、年間を通じてどの児童・  
生徒・教職員等、安全給食をめしあがっていただくという前提で  
給食を作って計画をしておりますことから、その日に食べなかつ  
たからお返しする、この時に食べたから貰う、というその都度の  
考えではなく、年間を通じた学校給食という教育的観点から提供  
をしていくと考えておりますので、言われるとおり半月食べない  
日があるかも分かりませんが、頂戴するという方針でございま

す。

亥埜委員　　そうしましたら、疾病や入院により連続5日以上欠席して学校給食の全部が停止されたときというのは、保護者の方は勘違いされるのではないですか。

勘違いして、請求できるという人が出てこないですか。

香川所長代理　　分かりました。

病気などの欠席とあるいはインフルエンザなどの休校や学級閉鎖とは違うという事につきまして、分かりやすく丁寧にご説明していくことが必要と感じました。ありがとうございます。

伊丹委員　　先程、亥埜委員が言われた、第4条第1項第2号の疾病で連続5日以上欠席というところの減額申請ですが、例えば学級閉鎖の場合にはもちろん請求しますということだと思いますが、個人がインフルエンザで1週間休んで5日以上になった場合に減額申請しますというときには、第4条第1項第2号に該当するという理解なのでしょうか。

香川所長代理　　おっしゃるとおりでございます。

伊丹委員　　学級閉鎖の方は含まないけど、ということですよ。

香川所長代理　　はい。

伊丹委員　　もう一点ですが、先ほどの長谷川委員のご質問で、減額申請をした後にやはり元に戻したいというような場合に、第4条第2項を適用して5日前までに申請が必要と言われたと思いますが、第3項で「減額の依頼をした者は、当該減額内容に変更があるときは、学校給食費減額等依頼書を市長に提出する」となっていて、依頼書の中に「停止なし」という項目があるので、もし一回減額したけども全部戻したいとなれば、第4条第3項に基づいて依頼



書を提出すれば戻るという理解ですか。

香川所長代理 おっしゃるとおりでございます。

伊丹委員 そうすると、第4条第3項には何日前までにという規定がないので極端に言えば、今日出したら今日から戻るという話になるのか、そうではないのか、どうですか。

香川所長代理 様式第2号の下の方の欄をご覧ください。  
「変更依頼日から、5日以降より、減額変更の対象となります。」と書かせていただいておりますが、減額だけでなく、今、言われたように例えばアレルギーが改善されて、今よりもお金をたくさん払わないといけなくなった場合も、5日目以降より規程をさせていたいただきたいという趣旨でございます。

伊丹委員 そういったご趣旨であれば、第4条第3項も1回減額した人に対して停止の内容を変更する場合、あるいは戻す場合を含めてという項目だと思うので、第4条第3項にも「5日前までに」という文言がいるのではないかと思います。

香川所長代理 ありがとうございます。法務職担当と協議して調整していきたいと思えます。ありがとうございました。

亥埜委員 勘違いする順番になっているので、第2条第3項で学校給食は実施日数の所に年間で計画して立ててると言われているので、ここを学校給食センター稼働日にして、後ろの減額の方に、この台風や学校給食が提供されない日は除くというような文言にした方がすっきりするのではないかと思います。

香川所長代理 ありがとうございます。検討させていただきたいと思えます。

八木教育長 他に質疑等はありませんか。

河野教育次長 この規則ですが、市長部局の規則のところでも市長決裁がおりた後、すでに公告の方は掲示板などでされているので、修正は難しいと思います。

寺本所長 申し訳ございません。

八木教育長 説明の仕方、誤解を生まないように説明の仕方をしてもらう必要があるのかと思います。

寺本所長 はい。

八木教育長 停止に関するいろんなルールとかは、今も変わってないですね。

学校が非常変災で休校になった場合は、減額になっていないですね。

けども、自分の方の身体の都合などで、5日前で申し出すれば減額にはなっているんですね。

今もそれはなっているんですね。

香川所長代理 はい。

八木教育長 そういった所は変わってないですよ。

相手が給食運営委員会か市長になったかの違いはありますが、その辺の部分は変わっていませんね。

寺本所長 変わっておりません。

八木教育長 他に質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

八木教育長 質疑なしと認めます。それでは、報告事項2「交野市学校給食費の聴収に関する規則について」を終わります。

続きまして、日程4議案第17号「交野市放課後児童会健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」事務局、説明願います。

岡本課長代理 議案第17号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に対する意見を市長に申し出ることについて、ご説明いたします。

条例の改正箇所につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、併せてご参照をお願いいたします。

今回の条例の一部改正は、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の省令が一部改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものでございます。

改正点は、第10条第3項に規定しております放課後児童支援員になるための基礎的資格についての3点でございます。

まず1点目は、学校教育法の規定により、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、第4号を改めたものでございます。

2点目は、学校教育法の改正により専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」の制度が設けられることに伴い、該当する科目または課程を修めた専門職大学の前期課程修了した者を資格要件に加えるため、第5号の対象に追加するものです。

3点目は、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を第10号に新設するものです。

なお、施行日につきましては、12月議会で「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」が可決されたのちに、平成31年4月1日より施行したいと考えております。

以上、簡単ではございますが、議案第17号 交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

八木教育長

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。  
質疑等はございませんか。  
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

条例の見方を教えていただければと思いますが、条例の全文が載っている方ですが、条例の第3条第1項で、この条例によって「最低基準」を定めますということが記載されていて、「最低基準」という言葉は第3条と第4条にだけ出てきますが、具体的な何㎡いるとか、支援員が何人必要だとかは、第9条や第10条以降に記載がありますが、結局この「最低基準」というのは、今回の設備の基準である第9条や第10条を「最低基準」ということを言われているのか違うのかが読めなくて、「最低基準」という言葉が使われているのは、第3条と第4条だけなので、この条例全てを指してこれが「最低基準」という趣旨なのか、その辺が理解できなかったのですが教えていただければと思います。

小川部長

人に係る部分については守らなければならない基準と扱いますが、面積は国が示している、おおむね1.65㎡以上を参酌するということですので、それは地域々で状況がございます。

あくまでも市によって基準を決めていけばいいという事ですので、条例全て最低これを守らなければいけないという解釈ではないという判断です。

伊丹委員 第3条第1項の「最低基準」というのは、その辺りいろいろ保証しますと書いていますが、要は概念的なものを指しているのであって、具体的に求められていることと最低基準という言葉が一致しないというそんな気がしました。

八木教育長 他に質疑はございませんか。  
尾崎教育長職務代理人どうぞ。

尾崎教育長職務代理人 今回の一部改正で(4)とか(5)は実体に合わせてというか、文言整理という事だと思いますが、3(10)を新たに導入した理由は何ですか。

岡本課長代理 放課後児童会に長年勤務している方で、現行の要件を満たさない方の想定で、放課後児童会の勤務経験は豊富ですが、高校を卒業していないため、放課後児童支援員になれない方がいるためです。  
放課後児童支援員の資格要件を拡大すべきという提案を踏まえて改正されたものでございます。

尾崎教育長職務代理人 了解いたしました。

八木教育長 他に質疑はございませんか。  
よろしいでしょうか。

各委員 質疑なし

八木教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。  
議案第17号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」は原案のとおり承認してよろしいでしょう

か。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり承認されました。

以上で日程4 議案第17号「交野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に対する意見を市長に申し出ることについて」を終わります。

続きまして、日程5 議案第18号「平成29年度教育に関する事務の点検・評価報告書について」事務局、説明願います。

後藤室長代理 議案第18号についてご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、本報告書について委員会の承認を求めるものでございます。

報告書の内容につきましては9月の協議会で素案をお示しし、委員の皆様からいただきましたご意見を受けまして、各担当課にて再度見直しをしていただき、また、お二人の学識経験者の方からのご意見もいただきましたので、報告書としてとりまとめさせていただきます。

この後ご承認いただきましたら、議会に提出するとともにホームページでの公表を予定しております。

以上、簡単ではございますが報告書の概要説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

八木教育長 説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

伊丹委員どうぞ。

伊丹委員 先ずは、成果の中身に関して以前の議論を踏まえて、分かりや

すく見やすくしていただきましてありがとうございました。

拝見させていただいて誤字があるのですが、37ページの成果と課題の、児童・生徒の健康管理のところ、5行目と6行目の段がおかしいので訂正があるのかと思いますので確認していただけたらと思います。

事前にいただいた資料の点検・評価表の事業名1の成果と課題の最後が切れているので修正があると思いますので形式を確認していただけたらと思います。

後藤室長代理 はい、恐れ入ります。

尾崎教育長職務代理者 ここに関連して、そういう事を決定的に文書管理するのは後藤室長代理ですか。

後藤室長代理 私です。

尾崎教育長職務代理者 あちこちにあります。

この専門家からのご意見の中にもありますが、そういうのは職権で訂正されるか、了解を採る必要があるのならば一応訂正させていただきますという事でね。

それで、一応訂正した分をお送りするという形でね。

注意を喚起する意味でも、専門家の方への修正も職権で直されたらいいと思います。

教育委員会や議会に提出するのにそのような基本的な文書の間違いを出せない、前回は指摘があって、今回、最終的に出てきてもそういう事が指摘のあるように、一番いいのは、それぞれ担当の方がお作りになった方以外の方が必ず読むという、一読したら分かるようなことです。

それで最終的に後藤室長代理の方でちゃんと見ていただきたいと思います。

後藤室長代理 すいませんでした。  
ありがとうございます。

八木教育長 他にご意見質疑はございませんでしょうか。  
尾崎教育長職務代理者どうぞ。

尾崎教育長職務代理者 全体として、事前にこういう公文書をお出しいただいたので点検する十分な期間があって、ご指摘申し上げたことを一定反映していただいて直していただいたことには敬意を表します。

小見出しを付けていただいたことや見易くしていただいた事については、有り難い事だと思っております。

ただ、今回、専門的な見地からかなり厳しいご意見も頂戴しておりますので、そこは受け止めて、来年度改定していただいたら有り難いと思います。

事細かくは、前回申し上げておりますので申しませんので、よろしくお願いいたします。

後藤室長代理 ありがとうございます。

八木教育長 他にご質疑ございませんか。

各委員 異議なし

八木教育長 それでは、一部、原案を修正していただいて、日程5 議案第18号「平成29年度教育に関する事務の点検・評価報告書について」を終わります。

続きまして、日程6 議案第19号「平成31年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針について」事務局、説明願います。

竹田次長 「平成31年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方



針（案）」は、大阪府教育委員会の「平成 31 年度公立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事取扱要領」を基に作成しております。

大阪府の人事取扱要領に昨年度からの変更点がなかったため、本市の基本方針についても、今年度の変更はございません。

ポイントだけ説明申し上げます。

1の(1)をご覧ください。

教職員の人事につきましては、いわゆる義務標準法に基づいた定数を勘案した上で計画的・適正な配置を行います。(2)(3)に示しておりますが、構成については、性別・年齢・教科等の偏りが無いよう、また、校長の学校経営ビジョンと教職員の意欲や専門性を鑑み、適材適所の配置を進めてまいります。

(4)の同一校における勤務が相当長期にわたる者の具体的な勤務年数に関しては、新規採用と他市からの異動が概ね6年、その他の者が概ね10年勤務した者であり、それぞれの勤務年数を目途として計画的に異動を行います。

また、準異動対象者として、新規採用者と他市からの異動は4年、その他のものは7年としております。

以上、簡単な説明ではございますが、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

八木教育長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

各委員

質疑なし

八木教育長

それでは質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。

議案第19号「平成31年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針について」は原案のとおり可決してよろしいでし

ようか。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。

よって、本件については原案のとおり承認いたしました。

以上で日程6 議案第19号「平成31年度交野市立小・中学校教職員人事に関する基本方針について」を終わります。

続きまして、日程7 議案第20号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」事務局、説明願います。

後藤室長代理 それでは、議案第20号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」ご説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年に改正されるまでは、職務代理者は、委員長の代理のみで良かったのですが、法の改正後は、教育長が委員長職も兼ねることとなりまして、職務代理者も委員長職務代理者から教育長職務代理者になっており職務代理者への委任範囲が、教育委員会事務局の執行管理等の教育事務も含まれておりますので、教育委員会事務局の執行管理等については、必然的に教育委員会事務局へ委任できるよう「教育長職務代理者の事務委任規則」として規則を制定するものでございます。

また、これまでは会議の中で委任の承認をもらうだけでしたが、他市をみますと規則で定めている所がありましたので、本市も今回から制定しようと考え提案させていただきました。

まず第1条では、この規則を制定する趣旨を挙げさせてもらい、第2条では事務局に委任する職務の範囲を挙げております。

そして、最後に第3条では、委任を受ける事務局職員の順位を上げております。

参考までに一番目は、教育次長となり、次に部長級の職員で、教育総務室長となり、次に学校教育部長、そして生涯学習推進部

長と続きます。

以上簡単ではございますが、議案第20号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」のご説明とさせていただきます。

どうかご承認のほど、よろしくお願いいたします。

八木教育長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

伊丹委員どうぞ。

伊丹委員

1点目ですが、第2条で一行目の「具体的な事務の執行等、」という形で書かれていますが、ここが浮いているのかとされていて、具体的な事務の執行を行うのは事務局という趣旨だと思うのですが、第2条の最後の方を見ると「所属の職員を指揮監督する権限について、事務局の職員を指定して委任するもの」となっているの、委任する権限は指揮監督の権限だと思うのです。

そうすると、具体的な事務の執行等について、教育長職務代理者が自ら指揮監督をするという文言にするのか、この具体的な事務の執行等というのを消すのか、何かしらこの「、」の後に説明がいくのかというのがあります。

2点目ですが、第2条の2行目の所で、「事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合は、」とありますが、これはおそらく教育長職務代理者という主語が抜けているのかと思うので、委任をする人が誰なのか書く必要があるのではないかと思います。

3点目ですが、第2条最後に、「事務局の職員を指定して委任するものとする。」という書き方になっていますが、仮にですが、教育長職務代理者が指揮監督が困難な状況だけれども、自分がするという事で委任はしないとなってきたような場合には、委任するものとするとなっているので、強制的に教育長職務代理者から

委任させるという趣旨ですか。

最後の委任するものとするではなくて、委任することができるという書き方もあるのかと思うのですが、できるとなれば教育長職務代理者が自分は困難なので委任するという選択権があるのかという意味だと思いましたが、今回の委任するものとするという書き方であれば、しなければならないという話だと思うので、客観的に困難であれば権限を取り上げるというか、委任しなければならないという意味なのかと思ったので、そこがそういう意味ですねという確認です。

4点目ですが、第3条第2項ですが、「教育長職務代理者から指定された事務局の職員は、前条の規定に関わらず、その委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定にかからせることができる。」となっていて、重要かつ異例の事態という記載があるので、これは恐らくほとんどの教育委員会の議決にかからせることがないという意味なのかと感じたのですが、具体的に重要かつ異例の事態というのはどういう所を想定されているのかこれは質問です。

例えば、「重要又は異例」とかでしたら、どちらかにあたれば教育委員会の決定にかからせるという事だと思いましたが、「かつ」となると範囲が狭まって、ほとんど想定できないのかと思いました。

これでいいのであればいいのですが、そういう所は考えておられたのかと思ひまして。

大湾室長

まず1点目、第2条、ここの具体的な事務の執行というのは事務局職員がするという意味の方ではなく、教育長職務代理者がする事務の執行という意味で書いております。

ですので、この流れでも読めるのかと考えております。

2点目、申し訳ございません。

それは、修正で入れさせていただきます。

3点目、ここにつきましては、その前段の所で、あくまでも「事

務執行を行う事が困難な場合は」というように限定していることから「委任するものとする。」でも通常は問題ないのかと考えております。

4点目、基本的には今回この規則を提案させていただきましたのは、一定法律でもこういう委任することが、読めるのですが、読めるのですが、事務委任を受けましたものが権限範囲を定めるという事を目的として定めさせていただいたものでありまして、その中で一定その権限範囲につきましては委任された事務という形で、そもそも教育長が教育委員会から委任されたものという部分が付いてきている限定されている部分がございます。

ただ、その中でも教育長不在のときでございますので、なかなか委任を受けたものでも判断できないような事態というのは委任された範囲については基本、事務委任を受けた者がしますが、その中でも、特に異例な状況が起きた場合については教育委員会の判断を仰ぎたいというふうに指しておりますので、基本的にはあまりない、ただ、本当に「重要かつ異例」というような形で、ほとんどないという意味合いでは書かせていただいておりますのでご理解いただければと思っております。

伊丹委員

場面としておそらく想定はされないと思いますが、第2条の、仮に教育長職務代理者が、明らかに忙しくて自分では事務ができないときでも、自分が委任されて教育長職務代理者だから全部します、委任しませんとなったような場合は、第2条に基づいて、あなたも困難な状況で事務も滞るので事務局に委任しなさいというのがこの第2条で、できるという解釈をしていいのでしょうか。

大湾部長

困難な場合に、という事でしょうか。

ここが最終、第2条の最後の「委任することができる」ということでも問題ないと思っております。

ですので、今回、ここの部分を修正させていただいてという事

でいかがでしょうか。

伊丹委員 修正しないといけないという意味ではないのですが、裁量が教育長職務代理者にあるのか、ないのかというところがあって、今の規定だと多分ないんだと思うんですが、困難な状況が客観的であれば事務局に委任しなさいという意味なのかと、それはそれで別に解釈をしていいと思うのですが。

もう一つは、困難な状況が客観的にあったとして事務局に委任するかどうかは、教育長職務代理者が判断できる裁量があるというような規定の仕方もあるのかと思いますが、今回の第2条は困難な状態が客観的にあれば裁量もほぼなく、教育長職務代理者が委任しなければいけないという解釈ですよという確認です。

大湾室長 そういった意味でいいますと、実務上は困難な場合については恐らく委任される事になるのかと思いますが、あくまでも教育長職務代理者からの委任という事でございますので、その権限は教育長職務代理者にはあると考えております。

先程も申しましたとおり、ここについては委任することができるという文言でさせていただきたいと思います。

八木教育長 他市の規則を見たのですか。  
ここはどうなっていましたか。

後藤室長代理 他市と同じように「する」とさせていただきました。

八木教育長 「ものとする」となっていましたか。

尾崎教育長職務代理者 第1条との関係が、第1条で定めているので、委任をするのは教育長職務代理者であるというように定めているので、その関連で、限定して困難な場合は委任するものとするとなっているので、困難な場合というのを明確にしてあるのですよね。

判断の余地がない、困難であるという判断が前提になっている訳ですよ。

だから委任するものとするという事ですよ。

大湾室長            どちらもおっしゃる事がもっともだと思いますが、今、ここに  
あります「委任するものとする」という事は、そこを限定されて  
しまう部分がございますので、実務的には、今言いましたような  
委任することができるに変えさせてもらおうかと思えます。

尾崎教育長職務代理者    逆に、困難な場合でも委任することができない場合が法的には  
生じるという事になってしまいますよね。

「困難な場合は」と、限定を付けてあるのに「委任することが  
できる」だから、あなたやりなさいという事は可能になるという  
ことですよ。

大湾室長            実務的には、実は尾崎教育長職務代理者が職務代理として教育  
長から指名を受けるとき、平成 28 年 10 月ですが、その時に尾  
崎教育長職務代理者の方から、こういう場合については教育次長  
に委任するという事を委員会の場で言っていただいております  
ので、手続き的には今回この規則を定めさせていただいて、今後  
自動的に教育次長に委任という形をさせていただきたいと思  
います。

よろしく願いいたします。

その今の2点を修正させていただいて、それでご議決いただ  
ければありがたいと思えます。

八木教育長            他に質疑はございませんか。

各委員                異議なし

八木教育長            それではお諮りいたします。

一部、修正をさせていただくことを加えまして、議案第20号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」は修正のとおりに可決してよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

八木教育長 異議なしと認めます。よって、本件については可決しました。  
以上で日程7 議案第20号「教育長職務代理者の事務委任規則の制定について」を終わります。  
本日の案件は、これにて、全て終わりましたので、11月第11回教育委員会定例会を終了いたします。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会 教育長職務代理者 \_\_\_\_\_  
委 員 \_\_\_\_\_